

# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です  
 ≪2024.6月号≫



発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16  
 ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

ハローワーク秋田の  
 各種情報はこちら!



当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード(問い合わせ先右端の【】内)を押ししてください。

## 令和7年3月 新規高等学校・中学校卒業予定者を対象とした 求人申込の受付を6月1日(土)から開始しています

6月1日から、令和7年3月卒業予定の高校生・中学生を対象とする求人の受付を開始しています。新規学校卒業者の募集・採用に当たっては、求人の手続きや求人活動のルールを守っていただきますようご理解をお願いします。

企業の将来を担う優秀な人材の確保と若者の地元定着による活力あるふるさとづくりのため、採用枠の拡大のご検討と併せて、早期の求人提出をお願いします。

なお、新規高等学校・中学校卒業予定者の求人の提出から採用までのスケジュールは次のとおりです。

高等学校	時期	中学校	時期
求人申込受付開始	6月1日以降	求人申込受付開始	6月1日以降
求人票返戻開始	7月1日以降	求人票返戻開始	7月1日以降
求人連絡開始 (求人活動開始)		求人連絡開始 (求人活動開始)	
推薦開始	9月5日以降		
選考・採用内定開始	9月16日以降	推薦・選考・採用内定開始	12月1日以降

### ■高卒求人の申込みから内定までの流れ

- ①求人申込 (6月1日以降) 求人申込書を作成し、管轄のハローワークに提出してください
- ②求人票返戻 (7月1日以降) ハローワークから受理確認印が押された求人票が返戻されます
- ③推薦依頼 (7月1日以降) 高校に推薦依頼をする場合は、求人票(写)を直接高校に提出してください
- ④応募書類提出 (9月5日以降) 高校から希望者の応募書類が提出されます
- ⑤採用選考 (9月16日以降) 書類のみの選考ではなく、面接試験等を実施してください
- ⑥採否通知 選考結果後、速やかに学校及び本人に通知してください
- ⑦選考結果等報告 ハローワークに選考結果等の報告をお願いします
- ⑧応募書類返却 採用に至らなかった生徒の応募書類を返却してください  
(応募書類は個人情報です)



学卒求人に関するお問い合わせは、

秋田新卒応援ハローワーク

秋田市中通2-3-8 アトリオン3階  
 (ハローワークプラザアトリオン内) 電話: 018-836-7820

月・水・金 9:00~17:15

火・木 9:00~18:30

第2・4土曜 10:00~17:00

※いずれも日・祝除く

採用をお考えの事業主の皆さまへ

2024(令和6)年4月1日改正

# 早期再就職支援等助成金 (雇入れ支援コース) のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方または雇用保険の特定受給資格者の方を、早期に雇入れ、賃金(※)を雇入れ前の賃金(※)より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

※ 毎月決まって支払われる賃金をいいます。詳細は、下部二次元コードからガイドブックp11ページをご参照ください。

## ■ 「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

## ■ 「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指し、証明書をお持ちです。

## ■ 「雇用保険の特定受給資格者」

倒産や解雇など、主に会社都合により離職した方のことを指します。

※特定受給資格者および特定理由離職者の範囲の概要：[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_range.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_range.html)

## 助成金の対象

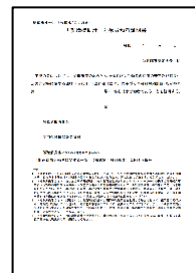
労働者

貴社に雇入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者(※)」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方

※再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

- ① 「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇入れた事業主
- ② 当該労働者を、雇入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主



再就職援助計画  
対象労働者証明書

## 助成額 (対象労働者1人あたり)

### 早期雇入れ助成

通常	優遇助成 ※1
30万円	40万円

人材育成支援 早期雇入れ助成の対象者に対して、雇入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成

		通常	優遇助成 ※1	
OFF-JT	賃金助成	960円(480円) / 時間	1,060円(580円) / 時間	
	経費助成	10時間以上 100時間未満	15万円(10万円)	25万円(20万円)
		100時間以上 200時間未満	30万円(20万円)	40万円(30万円)
		200時間以上	50万円(30万円)	60万円(40万円)
OJT	実施助成	20万円(11万円)		

※1 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇入れた場合に適用されます。

※ ( ) の記載の金額は中小企業事業主以外の場合の支給金額です。

ガイドブックは  
こちらから→



お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門 【32#】

# 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

## ① 従事すべき業務の変更の範囲<sup>※</sup>

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

## ② 就業場所の変更の範囲<sup>※</sup>

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

## ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「**契約更新の可能性**」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「**原則更新**」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「**条件付きで更新あり**」に○を付けてください。

■原則更新の場合は以下のように明示してください。

**有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「**契約更新の条件**」欄に**具体的な更新条件**を記載
- ・**有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 年 月 日
契約更新の可能性	① あり(原則更新) <b>条件付きで更新あり</b> 2. なし (契約更新の条件: <b>会社が定める能力評価により判断</b> (通算契約期間上限4年／更新回数上限3回))

この内容や具体的な求人票の記載方法については、

お問い合わせ先

ハローワーク秋田

求人部門

【31#】

# 『お忘れなく 労働保険の年度更新手続は 6月3日(月)から7月10日(水)までに!』

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ、精算することになっています。

令和6年度の申告・納付期間は、6月3日(月)から7月10日(水)までです。  
お早めに手続をお願いします。



☆労働保険料の納付は口座振替が便利です。詳しくはお問い合わせください。

☆電子申請により自宅や事務所からいつでも提出することができます。  
年度更新手続をはじめ、労働保険・社会保険関係手続について、電子申請をご利用ください。

☆お問い合わせ先

秋田労働局労働保険徴収室 TEL 018-883-4267 秋田労働基準監督署 TEL 018-801-0823



## ハローワーク秋田 雇用の動き(令和6年4月)

### 概況(全数)

○有効求人倍率は、1.31倍と前年同月比で0.03ポイント上昇。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D 建設業	256	▲ 4.8	▲ 13
E 製造業	127	▲ 16.4	▲ 25
G 情報通信業	48	33.3	12
H 運輸業・郵便業	173	39.5	49
I 卸売業・小売業	557	2.0	11
J 金融業・保険業	52	6.1	3
M 宿泊業・飲食サービス業	487	200.6	325
P 医療・福祉	580	▲ 1.2	▲ 7
R サービス業(他に分類されないもの)	537	▲ 1.3	▲ 7
S・T 公務、その他	92	33.3	23
全産業合計	3223	15.1	424

### 1 求人の動向

○新規求人数は、3,223人と前年同月比で15.1%増加。  
・宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業等で増加、製造業、建設業等は減少。

○有効求人数は、8,214人と前年同月比で0.7%減少。

### 2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,882人と前年同月比で1.5%減少。  
・フルタイム求職者が6か月ぶりに増加したものの、パート求職者は2か月連続で減少。  
・事業主都合離職者が5か月連続で増加。

○有効求職者数は、6,283人と前年同月比で2.4%減少。

### ■有効求人倍率(全数)の推移

